



除染特別地域とは？

除染特別地域とは、国が除染の計画を策定し除染事業を進める地域として、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき指定されている地域です。基本的には、事故後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあるとされた「計画的避難区域」と、福島第一原子力発電所から半径20km圏内の「警戒区域」であった地域を指します。住民の方が避難されているなどの事情があるため、福島県の他の区域で除染が必要な地域とは、除染の進め方※が異なります。

※「他の地域」では市町村が計画を策定し除染が進められます。

除染特別地域：福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、及び飯館村。並びに田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域。

環境省「除染情報サイト」より作成

除染特別地域とは、国が除染の計画を策定し除染事業を進める地域として、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき指定されている地域です。基本的には、事故後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあるとされた「計画的避難区域」と、福島第一原子力発電所から半径20km圏内の「警戒区域」であった地域を指します。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

関連 Q&A

・5章 QA2 「除染特別地域」とはどこですか